

(改廃前)

〔1〕H16.4.16当初指定県告示

○平成16年4月16日 群馬県告示第252号

都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

群馬県告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号及び第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号並びに別表第3の5の項（に）欄の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の数値を次のとおり定め、**平成16年5月17日**から施行する。

1 都市計画区域内及び準都市計画区域内（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市の区域を除く。）の用途地域の指定のない区域の容積率等の数値は、次のとおりとする。

区域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3の5の項(に)欄の規定により定める数値
1 都市計画区域及び準都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域（2の項及び3の項に掲げるものを除く。）	10分の20	10分の7	2.5	1.5
2 沼田、渋川、藤岡、富岡、安中、 富士見 、榛名、箕郷、 群馬 、吉岡、 新町 、鬼石、吉井、甘楽、松井田、中之条、 赤堀 、東、境、玉村、太田及び館林の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の7	2.5	1.5
3 北橘、 新里 、子持、伊香保、榛東、下仁田、吾妻、長野原、草津、月夜野、水上、 藪塚 、笠懸及び大間々の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5

2 第52条第2項第3号の規定により指定する区域は、**1の表1**の項に掲げる区域とし、同項の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乘ずる数値は、10分の4とする。

(改廃後)

〔2〕H21.1.23改廃県告示

○平成21年1月23日 群馬県告示第18号

都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

群馬県告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号及び第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号並びに別表第3の5の項（に）欄の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の数値を次のとおり定め、**平成21年5月4日**から施行する。

なお、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定の告示（平成16年群馬県告示第252号）は、平成21年5月3日限り廃止する。

1 都市計画区域内及び準都市計画区域内（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市の区域を除く。）の用途地域の指定のない区域の容積率等の数値は、次のとおりとする。

区域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3の5の項(に)欄の規定により定める数値
1 都市計画区域及び準都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域（2の項及び3の項に掲げるものを除く。）	10分の20	10分の7	2.5	1.5
2 沼田、渋川、藤岡、富岡、安中、吉岡、鬼石、吉井、甘楽、松井田、中之条、玉村、太田及び館林の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の7	2.5	1.5
3 北橘、子持、伊香保、榛東、下仁田、吾妻、長野原、草津、月夜野、水上、笠懸及び大間々の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5

2 第52条第2項第3号の規定により指定する区域は、**1の表1**の項に掲げる区域とし、同項の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乘ずる数値は、10分の4とする。

(改廃前)

〔2〕H21.1.23改廃県告示

○平成21年1月23日 群馬県告示第18号

都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

群馬県告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号及び第2項第3号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号並びに別表第3の5の項(に)欄の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の数値を次のとおり定め、平成21年5月4日から施行する。

なお、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定の告示（平成16年群馬県告示第252号）は、平成21年5月3日限り廃止する。

1 都市計画区域内及び準都市計画区域内（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市の区域を除く。）の用途地域の指定のない区域の容積率等の数値は、次のとおりとする。

区域		法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3の5の項(に)欄の規定により定める数値
1	都市計画区域及び準都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域（2の項及び3の項に掲げるものを除く。）	10分の20	10分の7	2.5	1.5
2	沼田、渋川、藤岡、富岡、安中、吉岡、鬼石、吉井、甘楽、松井田、中之条、玉村、太田及び館林の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の7	2.5	1.5
3	北橘、子持、伊香保、榛東、下仁田、吾妻、長野原、草津、月夜野、水上、笠懸及び大間々の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5

2 法第52条第2項第3号の規定により指定する区域は、1の表中1の項に掲げる区域とし、同項の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乘ずる数値は、10分の4とする。

(改廃後)

〔3〕H24.12.28改廃県告示

○平成24年12月28日 群馬県告示第394号

都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

群馬県告示第394号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄5の項の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の数値を次のとおり定め、平成25年3月1日から施行する。

なお、都市計画区域及び準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の容積率等の指定の告示（平成21年群馬県告示第18号）は、平成25年2月28日限り廃止する。

都市計画区域内及び準都市計画区域内（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市の区域を除く。）の用途地域の指定のない区域の容積率等の数値は、次のとおりとする。

区域		法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3（に）欄5の項の規定により定める数値
1	沼田、渋川（※旧渋川市の区域に限る。）、藤岡、富岡、安中、吉岡、鬼石、甘楽、中之条、玉村、太田及び館林の各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の7	2.5	1.5
2	渋川（1の項に掲げるものを除く。）、榛東、下仁田、吾妻、長野原、草津、みなかみ及びみどりの各都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域	10分の40	10分の7	2.5	1.5

※ 旧渋川市は、平成18年2月19日時点における渋川市をいう。